

令和4年6月3日

令和4年登米市議会定例会  
6月定期議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番



報告第4号	継続費繰越計算書について
報告第5号	繰越明許費繰越計算書について
報告第6号	令和3年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について
報告第7号	令和3年度登米市下水道事業会計予算の繰越計算書について
報告第8号	令和3年度登米市病院事業会計予算の繰越計算書について

本件は、令和3年度登米市一般会計予算における継続費年割額の逡次繰越し、令和3年度登米市一般会計予算における繰越明許費、令和3年度登米市水道事業会計予算における予算繰越し、令和3年度登米市下水道事業会計予算における予算繰越し、令和3年度登米市病院事業会計予算における予算繰越しについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項及び第146条第2項、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、それぞれ繰越計算書を調製したもので、議会に報告するものであります。

報告第9号	登米市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
-------	---------------------------------

本件は、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第27号）が令和4年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日から施行されたことに伴う、本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

（新旧対照表7ページ）

報告第10号	登米市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
--------	---

本件は、所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第148号）が令和4年4月1日から施行されたことに伴う、本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。（新旧対照表23ページ）

議案第49号	令和4年度登米市一般会計補正予算（第3号）
議案第50号	令和4年度登米市病院事業会計補正予算（第3号）

本案は、議案第49号令和4年度登米市一般会計補正予算（第3号）及び議案第50号令和4年度登米市病院事業会計補正予算（第3号）について、予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ11億2,048万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ453億6,454万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、各種事業の中止による影響額などを減額する一方、令和4年3月福島県沖地震による災害廃棄物処理事業など2億3,740万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業4億1,791万円、高石揚水機場水利施設整備事業4,749万円、新型コロナウイルス感染症関連事業として、事業復活支援給付金支給事業1億649万円、燃料価格高騰対策運送業者等支援金支給事業4,449万円などを増額して計上しております。

歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金などの国庫支出金5億9,013万円、農地利用効率化等支援交付金などの県支出金8,338万円、災害復旧事業などにかかる市債5,190万円、財政調整基金などの繰入金3億8,483万円などを増額して計上しております。

また、債務負担行為補正として追加3件、地方債補正として追加2件、変更5件を計上しております。

企業会計については、病院事業会計で、感染防止対策事業として、資本的収入及び支出にそれぞれ657万円を増額して計上しております。

議案第51号	登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定について
--------	---

本案は、本市の豊かな自然環境や美しい景観及び安全・安心な生活環境の保全と地域資源を活かした再生可能エネルギー発電事業との調和を目的として、再生可能エネルギー発電設備の設置に関し、市、事業者、市民及び土地所有者の責務、住民説明会の実施や市への届出等について、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第52号	登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
--------	---

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）が令和4年4月6日から施行されたことに伴い、選挙運動用自動車の使用に要する経費等の公費負担に係る限度額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。  
（新旧対照表24ページ）

議案第53号	登米市基金条例の一部を改正する条例について
--------	-----------------------

本案は、登米市田園環境創造基金及び登米市新型コロナウイルス感染症対応農林業災害対策資金利子補給基金の活用を終えたことに伴い、当該基金を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。  
（新旧対照表26ページ）

議案第54号	登米市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について
--------	---------------------------

本案は、石越保育所の廃止に伴い、利用されなくなった隣接する石越高森児童遊園を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。  
（新旧対照表31ページ）

議案第55号	登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
--------	----------------------------

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第44号）が令和4年2月18日に公布されたことに伴い、保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、賦課限度額を見直すため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表33ページ）

議案第56号	財産の取得について
--------	-----------

本案は、高規格救急自動車購入契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第57号	登米市過疎地域持続的発展計画の変更について
--------	-----------------------

本案は、令和4年1月に第二次登米市総合計画実施計画を見直したこと及び令和4年3月に登米市公共施設等総合管理計画を見直したこと等に伴い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、登米市過疎地域持続的発展計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第58号	登米市辺地総合整備計画の変更について
--------	--------------------

本案は、令和4年1月に第二次登米市総合計画実施計画を見直したことに伴い、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により4辺地に係る登米市辺地総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

報告第9号関係

登米市税条例 新旧対照表

第1条関係（登米市税条例の一部改正）

改正案	現 行
<p>第1条～第18条の3 （略） （納税証明書の交付手数料）</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付（<u>法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。</u>）<u>の</u>手数料は、登米市手数料条例（平成17年登米市条例第71号。以下「手数料条例」という。）に規定する額とする。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。</p> <p>第19条～第32条 （略） （所得割の課税標準）</p> <p>第33条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>	<p>第1条～第18条の3 （略） （納税証明書の交付手数料）</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付_____</p> <p>_____手数料は、登米市手数料条例（平成17年登米市条例第71号。以下「手数料条例」という。）に規定する額とする。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。</p> <p>第19条～第32条 （略） （所得割の課税標準）</p> <p>第33条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 <u>前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を</u></p>

5 (略)

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条～第34条の8 (略)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する確定申告

勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 (略)

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第34条～第34条の8 (略)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当



書 \_\_\_\_\_ に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書

\_\_\_\_\_ に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

第35条・第36条 (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、

等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税 \_\_\_\_\_ 若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

第35条・第36条 (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、

小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りではない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～10 （略）

第36条の3 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給

小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者

\_\_\_\_\_）に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りではない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～10 （略）

第36条の3 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給

与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3) (略)

(4) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経

与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
扶養親族(控除対象扶養親族\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経

由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 特定配偶者の氏名

(3) (略)

(4) (略)

2～5 (略)

第36条の4～第47条の6 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 (略)

2～8 (略)

9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 (略)

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの

由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

第36条の4～第47条の6 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 (略)

2～8 (略)

9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 (略)

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの

処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

第49条～第53条の6 (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

第53条の7の2～第73条 (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料は、手数料条例に規定する額とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる

処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

第49条～第53条の6 (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

第53条の7の2～第73条 (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、手数料条例に規定する額とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付

事項の記載をしたものの交付を含む。) の手数料は、手数料条例に規定する額とする。

第74条～第156条 (略)

附 則

第1条～第7条の3 (略)

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

第7条の4～第10条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定す

手数料は、手数料条例に規定する額とする。

第74条～第156条 (略)

附 則

第1条～第7条の3 (略)

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

第7条の4～第10条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定す

る市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

- 7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 14 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 15 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 16 (略)
- 17 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 18 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 19 (略)

る市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

- 7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 14 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 15 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 16 (略)
- 17 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 18 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～8 (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～8 (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日



- (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12・13 (略)

第11条・第11条の2 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 (略)

- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12・13 (略)

第11条・第11条の2 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5 \_\_\_\_\_ を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 (略)

第12条の2～第16条の2 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

3 (略)

第16条の4・第17条 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

第12条の2～第16条の2 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 (略)

第16条の4・第17条 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第17条の3～第20条 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第17条の3～第20条 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得

確定申告書に限る。)

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の



第2条関係（登米市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
<p>（登米市税条例の一部改正）</p> <p>第1条 登米市税条例（平成17年登米市条例第65号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。</u></p> <p>（後略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 新条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお、従前の例による。</p> <p>第3条・第4条 （略）</p>	<p>（登米市税条例の一部改正）</p> <p>第1条 登米市税条例（平成17年登米市条例第65号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者</u>」に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。</p> <p>（後略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 新条例の<u>規定中個人の市民税に関する部分</u>は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお、従前の例による。</p> <p>第3条・第4条 （略）</p>

報告第10号関係

登米市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条 (略) (課税免除)</p> <p>第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除をする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第3条～第7条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (課税免除)</p> <p>第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除をする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第3条～第7条 (略)</p>

議案第52号関係

登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第3条 (略) (選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、</p>	<p>第1条～第3条 (略) (選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、</p>



委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

第5条～第7条 (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第8条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

第9条・第10条 (略)

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第11条 (略)

2 選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価は、541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)とする。

第12条 (略)

委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

第5条～第7条 (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第8条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

第9条・第10条 (略)

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第11条 (略)

2 選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価は、525円6銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)とする。

第12条 (略)

議案第53号関係

登米市基金条例 新旧対照表

改正案			現行		
第1条・第2条 (略) (積立基金の設置等) 第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。			第1条・第2条 (略) (積立基金の設置等) 第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。		
基金の名称	設置の目的	積立額	基金の名称	設置の目的	積立額
(略)			(略)		
(3) 登米市地域福祉基金	地域福祉の充実、社会福祉の基盤整備に充てる。	市長が定める額	(3) 登米市田園環境創造基金	緑豊かで活力ある登米市の田園形成のための地域活動の強化・支援を図る。	市長が定める額
(4) 登米市教育施設整備基金	学校教育施設及び社会教育施設の整備に充てる。	市長が定める額	(4) 登米市地域福祉基金	地域福祉の充実、社会福祉の基盤整備に充てる。	市長が定める額
(5) 登米市立学校校舎建設基金	旧登米町の学校校舎の建設資金に充てる。	市長が定める額	(5) 登米市教育施設整備基金	学校教育施設及び社会教育施設の整備に充てる。	市長が定める額
(6) 登米市ふるさと基金	活力あふれる地域づくりを推進する。	市長が定める額	(6) 登米市立学校校舎建設基金	旧登米町の学校校舎の建設資金に充てる。	市長が定める額
			(7) 登米市ふるさと基金	活力あふれる地域づくりを推進する。	市長が定める額

(7) 登米市介護保険事業財政調整基金	介護保険事業の財政の健全な運営を図る。	介護保険特別会計の各年度の決算において生じた剰余金の2分の1以上の額	(8) 登米市介護保険事業財政調整基金	介護保険事業の財政の健全な運営を図る。	介護保険特別会計の各年度の決算において生じた剰余金の2分の1以上の額
(8) 登米市国民健康保険事業財政調整基金	保険税率の引上げを緩和するときの財源、その他保健事業等に要する費用に充てる。	国民健康保険事業特別会計の各年度の決算において生じた剰余金の2分の1以上の額	(9) 登米市国民健康保険事業財政調整基金	保険税率の引上げを緩和するときの財源、その他保健事業等に要する費用に充てる。	国民健康保険事業特別会計の各年度の決算において生じた剰余金の2分の1以上の額
(9) 登米市仮屋排水機場施設改修基金	施設の整備及び更新に要する経費に充てる。	市長が定める額	(10) 登米市仮屋排水機場施設改修基金	施設の整備及び更新に要する経費に充てる。	市長が定める額
(10) 登米市地域医療体制整備基金	地域医療体制の整備及び充実に要する経費に充てる。	市長が定める額	(11) 登米市地域医療体制整備基金	地域医療体制の整備及び充実に要する経費に充てる。	市長が定める額
(11) 登米市ふるさと応援基金	登米市ふるさと応援寄附金条例（平成20年登米市条例第58号）第2条に規定する寄附事業の経費に充てる。	市長が定める額	(12) 登米市ふるさと応援基金	登米市ふるさと応援寄附金条例（平成20年登米市条例第58号）第2条に規定する寄附事業の経費に充てる。	市長が定める額
(12) 登米市定住促進住宅整備基金	登米市定住促進住宅の整備に充てる。	市長が定める額	(13) 登米市定住促進住宅整備基金	登米市定住促進住宅の整備に充てる。	市長が定める額
(13) 登米市公共施設等維持補修基金	公共施設その他の施設の維持補修等に要する経費に充てる。	市長が定める額	(14) 登米市公共施設等維持補修基金	公共施設その他の施設の維持補修等に要する経費に充てる。	市長が定める額

(14) 登米市農業集落排水事業運営基金	農業集落排水処理施設の運営資金に充てる。	市長が定める額	(15) 登米市農業集落排水事業運営基金	農業集落排水処理施設の運営資金に充てる。	市長が定める額
(15) 登米市未来のまちづくり推進基金	協働によるまちづくりの推進に要する経費に充てる。	市長が定める額	(16) 登米市未来のまちづくり推進基金	協働によるまちづくりの推進に要する経費に充てる。	市長が定める額
(16) 上杉文庫基金	上杉恭弘及び医療法人恭謹会からの篤志寄附を元に児童生徒の学習効果を高めるため、小学校及び中学校用図書の実をを図る。	市長が定める額	(17) 上杉文庫基金	上杉恭弘及び医療法人恭謹会からの篤志寄附を元に児童生徒の学習効果を高めるため、小学校及び中学校用図書の実をを図る。	市長が定める額
(17) 登米市森林環境整備基金	森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づく森林の整備及びその促進を図る。	市長が定める額	(18) 登米市森林環境整備基金	森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づく森林の整備及びその促進を図る。	市長が定める額
(18) 登米市新型コロナウイルス感染症対応感染症対策農業支援資金利子補給基金	新型コロナウイルス感染症対応感染症対策農業支援資金利子補給事業に要する経費に充てる。	市長が定める額	(19) 登米市新型コロナウイルス感染症対応感染症対策農業支援資金利子補給基金	新型コロナウイルス感染症対応感染症対策農業支援資金利子補給事業に要する経費に充てる。	市長が定める額
			(20) 登米市新型コロナウイルス感染症対応農林業災害対策資金利子補給基金	新型コロナウイルス感染症対応農林業災害対策資金利子補給事業に要する経費に充てる。	市長が定める額

(19) 登米市新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金利子補給基金	新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金利子補給事業に要する経費に充てる。	市長が定める額	(21) 登米市新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金利子補給基金	新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金利子補給事業に要する経費に充てる。	市長が定める額
(20) 登米市新型コロナウイルス感染症対策基金	新型コロナウイルス感染症対策事業に要する経費に充てる。	市長が定める額	(22) 登米市新型コロナウイルス感染症対策基金	新型コロナウイルス感染症対策事業に要する経費に充てる。	市長が定める額
2・3 (略) 第4条～第9条 (略)			2・3 (略) 第4条～第9条 (略)		

附則第2項関係（登米市ふるさと応援寄附金条例の一部改正）

改 正 案	現 行
<p>第1条～第4条（略） （基金の積立て）</p> <p>第5条 寄附者から受け入れた寄附金は、登米市基金条例（平成17年登米市条例第76号。以下「基金条例」という。）<u>第3条第1項の表(11)の項</u>の登米市ふるさと応援基金に積み立てるものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第6条～第8条（略）</p>	<p>第1条～第4条（略） （基金の積立て）</p> <p>第5条 寄附者から受け入れた寄附金は、登米市基金条例（平成17年登米市条例第76号。以下「基金条例」という。）<u>第3条第1項の表(12)の項</u>の登米市ふるさと応援基金に積み立てるものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第6条～第8条（略）</p>

議案第54号関係

登米市児童厚生施設条例 新旧対照表

改正案		現 行	
第1条 (略) (名称及び位置) 第2条 児童厚生施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 児童遊園		第1条 (略) (名称及び位置) 第2条 児童厚生施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 児童遊園	
名称	位置	名称	位置
迫梅ヶ沢児童遊園	登米市迫町新田字下板橋2番地18	迫梅ヶ沢児童遊園	登米市迫町新田字下板橋2番地18
迫谷地児童遊園	登米市迫町北方字新谷地113番地	迫谷地児童遊園	登米市迫町北方字新谷地113番地
迫緑ヶ丘児童遊園	登米市迫町北方字富永110番地5	迫緑ヶ丘児童遊園	登米市迫町北方字富永110番地5
迫八幡児童遊園	登米市迫町佐沼字鉄砲丁31番地3	迫八幡児童遊園	登米市迫町佐沼字鉄砲丁31番地3
迫山ノ神児童遊園	登米市迫町新田字山ノ神190番地	迫山ノ神児童遊園	登米市迫町新田字山ノ神190番地
迫なかよし児童遊園	登米市迫町森字西表195番地	迫なかよし児童遊園	登米市迫町森字西表195番地
迫立戸児童遊園	登米市迫町新田字北立戸128番地210	迫立戸児童遊園	登米市迫町新田字北立戸128番地210
迫南佐沼児童遊園	登米市迫町佐沼字南佐沼二丁目3番地5	迫南佐沼児童遊園	登米市迫町佐沼字南佐沼二丁目3番地5
迫天神児童遊園	登米市迫町佐沼字下田中47番地	迫天神児童遊園	登米市迫町佐沼字下田中47番地
迫吐出児童遊園	登米市迫町森字吐出390番地2	迫吐出児童遊園	登米市迫町森字吐出390番地2
東和ほまれ児童遊園	登米市東和町米谷字緋荷75番地	東和ほまれ児童遊園	登米市東和町米谷字緋荷75番地
豊里加々巻児童遊園	登米市豊里町新加々巻29番地2	豊里加々巻児童遊園	登米市豊里町新加々巻29番地2

園	
米山中津山児童遊園	登米市米山町中津山字羽場88番地
米山羽黒児童遊園	登米市米山町字桜岡新楠田46番地
南方東郷児童遊園	登米市南方町堂地220番地 1
南方沼崎児童遊園	登米市南方町沼崎前11番地

第3条 (略)

園	
米山中津山児童遊園	登米市米山町中津山字羽場88番地
米山羽黒児童遊園	登米市米山町字桜岡新楠田46番地
<u>石越高森児童遊園</u>	<u>登米市石越町南郷字高森275番地 3</u>
南方東郷児童遊園	登米市南方町堂地220番地 1
南方沼崎児童遊園	登米市南方町沼崎前11番地

第3条 (略)



登米市国民健康保険税条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条 (略) (課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第3条～第22条 (略) (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額か</p>	<p>第1条 (略) (課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第3条～第22条 (略) (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額か</p>

ら才及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

第23条の2～第26条 (略)

附 則

1～3 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

5～15 (略)

ら才及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

第23条の2～第26条 (略)

附 則

1～3 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

5～15 (略)